

令和5年度答申第15号
令和5年7月7日

諮問番号 令和5年度諮問第10号（令和5年6月19日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のAは陸軍軍人として戦死したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人とAとの間の親子関係を確認することができないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」とい

う。)までに戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を取得した者をいうと規定し、同項ただし書は、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者は「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を含むと規定している。

- (3) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔意のため、弔慰金を支給すると規定している。
- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族(死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とすると規定し、遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位とすると規定している(なお、遺族援護法においても、死亡した者の死亡の当時における配偶者は「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を含むと規定されている(24条1項))。
- (5) 特別弔慰金支給法2条3項1号は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡している場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) Aは、明治41年a月b日に父のC及び母のDの四男として出生し、昭和6年c月d日にEの父のF及び母のGの養子となる縁組をし、養父母の長女であるEと婚姻をする婿養子縁組婚姻をした。AとEの間には、昭和7年e月f日に長男のHが出生したが、Aは、昭和8年g月h日に養父母と協議離縁をし、Eと協議離婚をした。Aは、昭和19年6月29日に陸軍軍人として戦死した。

(戸籍抄本(戸主:C)、改製原戸籍謄本(戸主:C)、戸籍謄本(戸主:F)、改製原戸籍謄本(戸主:F)、戦没者原簿)

- (2) 審査請求人は、昭和12年i月j日に父のF及び母のGの三女として出

生し、昭和40年k月1日にEの養子となる縁組をした。Eは、平成6年6月30日に死亡した。

(戸籍全部事項証明書(審査請求人)、改製原戸籍謄本(筆頭者:審査請求人)、除籍謄本(筆頭者:E)、戸籍謄本(戸主:F)、除籍謄本(筆頭者:F)、改製原戸籍謄本(戸主:F))

(3) 審査請求人は、令和2年6月9日、住所地のIを經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、Aの子であるとして、Aに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

(4) 処分庁は、令和3年3月3日付けで、審査請求人に対し、「特別弔慰金を受給する死亡者の遺族等については、法律上の親族関係を提出された戸籍書類により確認することとなっています。しかしながら、死亡者の子として提出された戸籍書類では、請求者と死亡者の親子関係が確認できないため、請求者は特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

(5) 審査請求人は、令和3年4月18日付けで、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和5年6月19日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

A及びEは、昭和6年に結婚をし、昭和7年にHが出生した。A及びEは、昭和8年に事情があつて協議離婚をしたが、その後も内縁関係が継続し、昭和12年に審査請求人が出生した。したがって、Eは、Aが戦死した当時、Aの戸籍上の妻ではなかったが、平成6年に死亡するまで、Aの内縁の妻として、Aに係る遺族年金の支給を受けていた。そして、Eが死亡した後は、Hが遺族年金の支給を受けていたが、Hも死亡したことから、今回、審査請求人が本件請求をした次第である。

審査請求人は、戸籍上は、Eの父母であるF及びGの三女ということになっている。そうすると、Gは、48歳で審査請求人を出産したということになるが、Gは、27歳で二女のJを出産しているから、それから21年も経過して

審査請求人を出産したということになる。このような年齢的なことを考えても、審査請求人がGの子であるという可能性は非常に小さく、審査請求人の戸籍の記載は正しい親子関係を表していないと考える。審査請求人の父母がA及びEであることについては、本件審査請求において提出した写真及び知人の報告書が客観的な証拠になると考える。

したがって、本件却下処分が「請求者と死亡者の親子関係が確認できない」としたことに不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 まず、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人は、Aの子であると主張しているから、審査請求人が基準日において弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる戦没者等の遺族であると認められるためには、審査請求人とAとの間に法律上の親子関係があることが必要である。

2 そこで、審査請求人から提出された戸籍を検討すると、以下のことを確認することができる。

(1) Eは、明治41年m月n日に父のF及び母のGの長女として出生し、昭和6年c月d日にAと婚姻（婿養子縁組婚姻）をしているが、昭和8年g月h日にAと協議離婚をしているから、これによりEとAとの親族関係は終了している。そして、Aは、昭和19年6月29日に死亡している。

(2) 審査請求人は、昭和12年i月j日にEの父母であるF及びGの三女（Eの妹）として出生しているから、審査請求人とAとの間に法律上の親子関係はない。

なお、審査請求人は、昭和40年k月1日にEの養子となる縁組をしているが、この縁組は、Aの死亡後にEとの間でされたものであるから、この点においても、審査請求人とAとの間に法律上の親子関係はない。

さらに、審査請求人は、Eの妹であるが、EがAと協議離婚をした時点でEとAとの親族関係は終了しているから、Aの死亡の当時、審査請求人とAとの間に親族関係はない。

3 次に、厚生労働省社会・援護局保管の資料によれば、Eは、Aとの協議離婚後も、Aと内縁関係にあったとして、昭和34年4月28日付けで、厚生大臣に対し、Aに係る遺族年金の請求をし、昭和38年4月26日付けで、厚生大臣から、Aの配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者）として、遺族年金の裁定を受けているが、上記請求の

際にEから提出された戸籍を確認しても、審査請求人がAの子であることは確認することができない。

4 以上のとおり、審査請求人から提出された戸籍及び厚生労働省社会・援護局保管の資料を検討しても、審査請求人がAの子であることは確認することができず、審査請求人とAとの間に法律上の親子関係はないことから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有しない。

5 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和3年4月21日
審理員の指名	: 同年5月17日 (本件審査請求の受付から約1か月)
弁明書の受付	: 同年6月22日
審査庁への物件の提出依頼	: 令和4年1月31日 (弁明書の受付から約7か月半)
審査庁からの物件の提出	: 同年2月9日
提出された物件の通知	: 同年4月1日 (物件の提出から約1か月半)
審理員意見書の提出	: 同月8日 (物件の提出から約2か月)
本件諮問	: 令和5年6月19日 (審理員意見書の提出から約1年2か月半、 本件審査請求の受付から約2年2か月)

(2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月、②弁明書の受付から審査庁への物件の提出依頼までに約7か月半、③審査庁からの物件の提出から審査請求人及び処分庁への提出された物件の

通知までに約1か月半、④審査庁からの物件の提出から審理員意見書の提出までに約2か月、⑤審理員意見書の提出から諮問までに約1年2か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約2年2か月もの長期間を要している。しかし、上記①から⑤までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、Aの子であるとして、Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をしているが、戸籍の記載によれば、審査請求人は、Aの妻であったEの父母であるF及びGの子である（上記第1の2の(1)及び(2)）。

(2) 審査請求人は、自らの父母はA及びEであって、上記(1)の戸籍の記載は正しい親子関係を表していないと主張する（上記第1の3）。しかし、審査請求人の生物学上の父母がA及びEであったとしても、上記(1)の戸籍の記載について戸籍の訂正がされていない以上、審査請求人とAとの間に法律上の親子関係はないといわざるを得ない。

(3) そうすると、審査請求人とAとの間に法律上の親子関係は認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有しない。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美